

【縦覧用】

平成24年2月27日、第7回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

| | |
|-----|-------|
| 1番 | 中村正生 |
| 2番 | 笠原康博 |
| 3番 | 房川喜洋 |
| 4番 | 氏家康夫 |
| 5番 | 杉本公也 |
| 6番 | 柴野忠征 |
| 7番 | 滝本 広 |
| 8番 | 本田信幸 |
| 9番 | 太田 誠 |
| 10番 | 國見正則 |
| 11番 | 久保伸一 |
| 12番 | 小沼 悟 |
| 13番 | 佐々木邦夫 |
| 14番 | 重松秀光 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田 稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

本日欠席した委員

| | |
|-----|------|
| 15番 | 纒坂尚久 |
|-----|------|

附議した案件

- 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 31 号 現況証明願いについて
議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 33 号 平成 24 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
報告第 17 号 農地委員会開催報告について
報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 19 号 農政委員会開催報告について
報告第 20 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産法人報告書について

本日出席した職員

| | |
|-----------|------|
| 事務局長 | 原田武志 |
| 農地係長・庶務係長 | 若森修二 |
| 農地主査 | 吉田佳弘 |
| 係 | 本間光代 |

(開会 14時00分)

議長 ただ今の出席委員は 17 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 7 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

13 番 佐々木 邦 夫 委員

14 番 重 松 秀 光 委員

以上、2 名を指名致します。

日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長

事務局長 1 月 25 日の総会以降につきまして会務報告を致します。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
最初は、2 月 8 日に農業後継者研修会が中標津町農業後継者対策協議会主催で 202 号会議室において開催され、北海道マリッジカウンセリングセンター檜副理事長を講師とし「出会いを大切に」と題した結婚をテーマの研修を行い、青年 9 名の参加がありました。
安田会長が出席しております。

次に、結婚7年までの後継者のお嫁さんを対象に、トーヨーグランドホテルにおいて2月10日に行なわれました、中標津町後継者対策協議会主催の「フレッシュ・ミズのつどい」であります。午前中は、中標津保健センター保健師による講演、午後からは食事を取りながらの懇談会を行いました。10名が参加し親交を深めたところがあります。

安田会長が出席しております。

最後に、2月17日から19日に行なわれました、中標津町農業後継者対策協議会主催の冬季交流会であります。今回は、道内外の女性を対象に募集し、道外から5名、道内は釧路市から2名で合計7名の参加がありました。

雪印中標津工場の見学、農業高校での搾乳体験、JA中標津農業農村交流施設でのいもちづくり体験、町内製造牛乳の試飲、乗馬体験、歓迎交流会等で交流を深めたところであり、今後の進展に期待するところがあります。

17日の歓迎交流会には、会長である町長と副会長である安田会長が出席しております。

以上会務報告と致します。

議 長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第17号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員 16番金刺です。

それでは、農地委員会より報告致します。

(以下、議案資料を朗読)

平成24年2月9日(木)3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容

1. 町外農業者からの農地法第3条申請について

別海町在住の農業者から所在地中標津町字武佐の農地105,766㎡について所有権を取得したい旨の申請がありましたので、農地法第3条第2号の各号の要件等について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果

本申請人は別海町西春別在住であり、申請地までの通作距離が30kmで通作可能である。また、申請人の世帯は、申請人も含め3名であり農作業経験も全員10年以上であり申請地も含めた経営面積が約63haとなり、今後所有する農地について充分利用出来る要件は整っていると判断致しました。

売買価格は、ha当たり100万円との申請で、あっせん価格の上限を超える価格となっておりますが、相対の申請であり売買価格には特別な規制がないことから止むを得ないと判断致しました。

以上の協議結果から農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可相当との結論としたところがあります。

2. 平成24年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について

中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年度農地委員会の検討結果を農業委員会の総会において審議され決定しているところですが、平成24年度のあっせん価格について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果

本町における平成23年1月から12月の農地移動の状況によると、売買事例でha当り80万円を取り引きされた事例は3件、最も多く取り引きされたのはha当り70万円から75万円であり全

体の割合は31.1%となっています。

単価平均では、67.8万円となっており、対前年比では17,000円高い売買価格となっております。これは、売買された農地が団地の広さ傾斜の状況等が良好であり、70万円以上の農地が平成22年の56.7%に対し、平成23年は71.0%と大幅に増加したところが要因と考えられます。

TPP等、農業と取り巻く情勢は不透明で厳しい状況ではありますが、離農後に農地保有合理化事業による新規就農が進められており、急激な農家戸数減少が抑制されており、併せて規模拡大、経営の合理化を希望している農業者も各地区に存在していることから、近年、当農業委員会の「農地あっせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移しているものと判断しております。また、上限価格については、農業と取り巻く情勢が不透明なことから上げることは考えられませんが、価格を下げることは、農家自体の資産価値を下げることとなり、農業者の動揺や抵抗等が懸念されます。

以上検討の結果、生産意欲の拡充や魅力ある農業の推進及び農業経営の安定が必要であるとのことから、平成24年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのヘクター当たり80万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。

以上、農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程4、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)(2)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字武佐

歳 農業

譲受人 野付郡別海町西春別

歳 農業

2. 土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 面積(m ²) | 利用状況 |
|-----|----|----|----|---------------------|------|
| | | 公簿 | 現況 | | |
| | | 畑 | 畑 | 29,957 | 牧草畑 |
| " | | " | " | 20,570 | " |
| " | | " | " | 32,399 | " |
| " | | " | " | 22,840 | " |
| 計4筆 | | | 畑 | 105,766 | |

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 経営規模縮小のため

譲受人 経営規模拡大のため

4. 移転の方法 所有権の移転

5. 価格 10,576,600円

6. 資金調達方法 自己資金 10,576,600円

7. 当事者の経営状況

| 家族 | 農従者 | 経営地 | | | 家畜 牛頭 |
|----|-----|------------------|----------------------|------------------|----------|
| | | 畑 m ² | 採草放牧地 m ² | 計 m ² | |
| 人 | 人 | | | | |

8. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏が経営規模縮小のため抵当権者である氏に譲渡するもので、先ほど農地委員長からの報告にありましたように、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐
借主 中標津町字依橋

歳 農業

2. 土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 面積 (m ²) | 利用状況 |
|-------|----|----|----|----------------------|------|
| | | 公簿 | 現況 | | |
| | | 牧場 | 畑 | 9,324 | 牧草畑 |
| " | | 畑 | " | 55,215 | " |
| " | | " | " | 123 | " |
| 計 3 筆 | | | 畑 | 64,662 | |

3. 許可を受けようとする事由

貸主 経営規模縮小により近隣農家に賃貸するもの
借主 経営規模拡大するもの

4. 移転の方法 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年3月1日から平成28年12月31日まで

6. 価格 年 277,000円

7. 資金調達法 自己資金 277,000円

8. 当事者の経営状況

| 構成員 | 農従者 | 経営地 | | | 経営形態 |
|-----|-----|------------------|----------------------|------------------|-------|
| | | 畑 m ² | 採草放牧地 m ² | 計 m ² | |
| 人 | 人 | | | | 酪農・畑作 |

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏から近隣農家である氏に賃貸借したい旨の申し出があったもので、昨年11月30日に推進班において協議しましたが、申請人の強い希望があり、地域内であっせんを行わずに賃貸借設定するもので、相対による農地法第3条の申請がされたものであります。

別添の調査書のとおり全地効率利用、通作距離等、許可できない条項はなく、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

但し、売買になる際には、他の隣接者の取得希望がある事から、あっせんが必要と考えております。

以上でございます。

- 議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」(3)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 中標津町字依橋
借主 中標津町字依橋

歳 農業

2. 土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 面積(m ²) | 利用状況 |
|-----|----|----|----|---------------------|------|
| | | 公簿 | 現況 | | |
| | | 畑 | 畑 | 22,114 | 牧草畑 |
| " | | " | " | 359,201 | " |
| " | | " | " | 82,854 | " |
| 計3筆 | | | 畑 | 464,169 | |

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農業生産法人に使用貸借するもの

借主 使用貸借を受け農業生産法人の経営を行うもの

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定(使用貸借)

5. 期間 平成24年2月28日から平成34年2月28日まで

6. 当事者の経営状況

| 構成員 | 農従者 | 営地 | | | 家畜 |
|-----|-----|------------------|----------------------|------------------|----|
| | | 畑 m ² | 採草放牧地 m ² | 計 m ² | 牛頭 |
| 人 | 人 | | | | |

7. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏の法人化に伴い、全ての経営地の借主を法人名に設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

- 議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 5、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読及び説明願います。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12 番小沼です。

議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(1) について説明します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字武佐
借主 中標津町東

2. 許可を受けようとする土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 面積 (㎡) | 備考 |
|-------|----|----|----|--------------------|----|
| | | 公簿 | 現況 | | |
| | | 畑 | 畑 | 43,621 の内 813 | |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 47,483 の内 4,876 | |
| 計 2 筆 | | | 畑 | 5,689 | |

3. 許可を受けようとする事由 砂利・土採取のため

4. 転用の期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 12 月 25 日まで

5. 権利の種類 使用貸借権

6. 採取量 砂利 23,085 m³、土 1,759 m³

7. 最大切深 9.1 m

8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利・土採取のため申請があったものです。

申請地については、平成 15 年まで砂利採取されていた農地の残地であり、完了地と 5 m ほどの段差がついている状況です。宅地、施設用地周りを下段の畑に合わせることにより、採取完了後は一団で 10 ヘクタール程の畑として使用できる計画であります。

昨年 10 月 21 日に第一地区推進班と事務局、採取業者を交えて、現地にて採取法・完了計画等、協議しております。

農用地区域内の農地ではありますが、低利用地が採取後において農地として一団の利用が可能になることから、転用は問題ないものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかりいたします。
本案は原案のとおり、北海道知事宛送付することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、送付致します。
日程 6、議案第 3 1 号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 1 3 番佐々木です。
議案第 3 1 号「現況証明願いについて」(1) について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1 . 申請人の住所、氏名

標津町北

2 . 土地の表示

| 所在 | 地番 | 公簿 | 現況 | 面積 m ² | 利用状況 |
|----|----|----|----|-------------------|------|
| | | 畑 | 宅地 | 3 3 3 | 宅地 |

3 . 申請の理由

地目変更登記のため

4 . 見取図 別 紙

この案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地につきましては、都市計画区域内の準工業地域であり、宅地造成されており
四方とも住宅地になっております。
第 6 地区推進班で協議したところ、現況から判断して農地・採草放牧地以外の土地
であると判断したものであります。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第18号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明致します。

議案の31ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字武佐

借主 中標津町字武佐

2. 解約する土地

| 所在 | 地番 | 現況地目 | 面積(m ²) | 備考 |
|----|----|------|---------------------|----|
| | | 畑 | 49,966 | |

3. 利用権の種類 使用貸借権

4. 契約期間 平成8年10月29日から永年

5. 合意解約成立の日 平成24年1月13日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第32号(1)に関連するものであり、あっせん会議の結果、新たに 氏へ所有権移転することとなり、現在使用貸借中の農地を期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字俵橋

借主 中標津町字俵橋

2. 解約する土地

| 所在 | 地番 | 現況地目 | 面積(m ²) | 備考 |
|----|----|------|---------------------|----|
| | | 畑 | 47,249 | |

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成23年6月1日から平成28年5月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成24年2月6日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については議案第32号(2)に関連するものであり、 氏の法人化に伴い借主を法人名に設定し直すため、現在貸借中の農地を期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字当幌

2. 解約する土地

| 所在 | 地番 | 現況地目 | 面積(m ²) | 備考 |
|-------|----|------|---------------------|----|
| | | 畑 | 10,350 | |
| " | | " | 13,394 | |
| " | | " | 6,460 | |
| " | | " | 48,818 | |
| " | | " | 16,833 | |
| " | | " | 315 | |
| | | " | 2,539 | |
| 計 7 筆 | | 畑 | 98,709 | |

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで

5. 合意解約成立の日 平成24年2月3日

6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第32号(4)に関連するものであり、氏の経営移譲に伴い、後継者である氏に賃貸借し直すにあたり、期間内解約するものであります。

以上です。

議長 以上で報告を終わります。

日程8、議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。

議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字武佐

歳 無職

譲受人 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 面積(m ²) | 利用状況 |
|----|----|----|----|---------------------|------|
| | | 公簿 | 現況 | | |
| | | 畑 | 畑 | 49,966 | 牧草畑 |

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 集積を図るため、離れ地を近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 3,897,000円

6. 資金調達方法 経済改善資金 3,890,000円
自己資金 7,000円

7. 譲受人の経営状況

| 家族 | 農従者 | 営地 | | | 経営形態 |
|----|-----|------------------|----------------------|------------------|-------|
| | | 畑 m ² | 採草放牧地 m ² | 計 m ² | |
| 人 | 人 | | | | 酪農・畑作 |

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏が自作する離れ地を集積するために譲渡するものであります。あっせんの申し出があり、昨年12月13日のあっせん会議において、氏に譲渡することが決定しました。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第32号(2)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 農業

借主 中標津町字俵橋

2. 土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 面積(m ²) | 利用状況 |
|----|----|----|----|---------------------|------|
| | | 公簿 | 現況 | | |
| | | 畑 | 畑 | 47,249 | 牧草畑 |

3. 許可を受けようとする事由

貸主 借主の法人化に伴い、引き続き賃貸するもの

借主 法人化に伴い、引き続き賃貸を受けるもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年2月28日から平成28年5月31日まで

6. 価格 年 198,400円

7. 資金調達方法 自己資金 198,400円

8. 借主の経営状況

| 構成員 | 農従者 | 営地 | | | 家畜 |
|-----|-----|------------------|----------------------|------------------|----|
| | | 畑 m ² | 採草放牧地 m ² | 計 m ² | |
| 人 | 人 | | | | 牛頭 |

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

この案件につきましては、借主である 氏 の法人化に伴い、今まで 氏個人名で賃貸借していたものを、 に変更して再度契約し直すものであります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (3)と(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 氏家委員

氏家委員 4番氏家です。

議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(3)(4)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字当幌

歳 無職

譲受人 中標津町字当幌

歳 農業

2. 土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 面積(m ²) | 利用状況 |
|----|----|----|----|---------------------|------|
| | | 公簿 | 現況 | | |
| | | 畑 | 畑 | 46,732 | 牧草畑 |

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 賃貸借していた農地を近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 3,271,000円

6. 資金調達方法 農地ローン 3,271,000円

7. 譲受人の経営状況

| 家族 | 農従者 | 営地 | | | 家畜 |
|----|-----|------------------|----------------------|------------------|----|
| | | 畑 m ² | 採草放牧地 m ² | 計 m ² | |
| 人 | 人 | | | | 牛頭 |

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別 紙

本案件につきましては、賃貸借契約していた農地の賃貸借期間が終了することから、売り渡したい旨の申し出があったものです。

第4地区推進班で現地調査を行い、12月21日のあっせん協議の結果、近隣農家である 氏に譲渡することを決定したもので、別添の調査書のとおり、農業経営基

盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字当幌

歳 農業

2. 土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 面積(m ²) | 利用状況 |
|-------|----|----|----|---------------------|------|
| | | 公簿 | 現況 | | |
| | | 畑 | 畑 | 10,350 | 牧草畑 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 13,394 | 〃 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 6,460 | 〃 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 48,818 | 〃 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 16,833 | 〃 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 315 | 〃 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 2,539 | 〃 |
| 計 7 筆 | | | 畑 | 98,709 | |

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年2月28日から平成28年10月27日まで

6. 価格 年 115,420円

7. 資金調達方法 自己資金 115,420円

8. 借主の経営状況

| 家族 | 農従者 | 営地 | | | 家畜 |
|----|-----|------------------|----------------------|------------------|----|
| | | 畑 m ² | 採草放牧地 m ² | 計 m ² | |
| 人 | 人 | | | | 牛頭 |

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、借主である 氏の後継者への経営移譲に伴い、借主の名義を 氏に変えて再度、賃貸借契約をし直すものであります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)と(4)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 9、議案第 33 号「平成 24 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第 33 号「平成 24 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」をご説明いたします。
議案の 26 ページをお開きください。
「平成 24 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格」について、次のとおりとする。
1 ヘクタール当たり、上限 80 万円。
この案件につきましては、先ほど金刺委員長から報告がありましたとおり、上限価格を現行の 80 万円に据え置くことで意見の一致を見ております。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 10、報告第 19 号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を副委員長から報告願います。
(挙手あり) 國見副委員長

國見委員 10 番國見です。
櫻坂委員長が本日欠席により、委員長に代わって報告致します。
(以下、議案資料を朗読)

平成 24 年 2 月 14 日役場 3・4 号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 23 条の規定によりその結果を報告します。

審議内容

1 農地等の転用許可等に関する事務の権限移譲について

平成 23 年 8 月 30 日の第 1 回農地委員会・第 2 回農政委員会合同委員会により権限移譲を受けることとした農地等の転用許可事務の処理等につきまして、4 月 1 日からの必要な事項について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

審議結果

権限移譲を受けるのは、町長であり「町長からの事務委任」を受けことにより農業委員会が行なう業務となり、4 月から事務委任を受ける場合には 3 月総会で事前に事務委任に係る同意に決議することが必要となる。事務委任を受けるのは、農地法 4・5 条に係る転用許可に関することと併せて、農地

法第49条の立入調査、第50条の報告の聴取についても受けることとなる。また、権限移譲後は北海道農業会議に諮問し、その答申を受け許可処分を行うが、許可書交付について複数の処理方法があり、会長の専決事項とする事により事務が円滑に進むとの結論となり、事務委任の同意と会長専決規程の改正を3月総会に提案することの意見で一致したものであります。

2 平成24年度総会日程について

権限移譲により北海道に対する意見書の提出の必要が無くなり、総会の開催日の設定について再考することが可能となったことから協議した結果、次のとおり結論を得ております。

審議結果

総会日は、農地法第4・5条転用事務処理を短縮するため、総会月初めの開催、25日の常任会議諮問、月末許可書交付とすることも可能となるが、基盤強化促進法により利用権が設定されている期間を再設定する場合、現設定が月末を期限としている例が多く、月初めの総会では、期限切れを防ぐためには今までより早期の手続き開始が必要となることから、設定期限の数日前の総会開催が望ましいとの意見、また、現在の申請書の締切りが、総会日の3週間前となっているものを総会日の2週間前に設定することにより、申請書受理から許可書交付日までの処理期間が今までより短縮されるとの意見などを考慮し、事務局において細部を検討することの結論となったものであります。

以上、農政委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農政委員会の報告を終わります。

日程11、報告第20号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 事務局長

事務局長 報告第20号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書について」ご報告致します。38ページをお開きください。

23年度分でございます。

平成24年1月13日以降受理した報告書ございまして、ほか3法人であります。

4法人とも農業生産法人要件の全てを満たしているものであります。

以上で報告の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第7回総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

(閉会 14時33分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年2月27日

会 長 _____

13番 _____

14番 _____